

第4回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年7月10日(金)午後2時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(10名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(1名)	8番 山上 真治 委員			
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第14号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第15号議案 非農地の現況証明について 第16号議案 非農地の認定について 第17号議案 農用地利用集積計画の決定について 第18号議案 農業振興地域整備計画の変更について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について 第2号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	<p>ただ今から、令和2年度第4回農業委員会の定例総会を開催致します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数11名に対して、ただ今の出席委員は、10名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。なお、農業委員会憲章の唱和につきましては、引き続きコロナの予防対策と云う事で控えさせていただきますことをご了承願います。</p> <p>それでは、開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>それでは会を進行致します。湯梨浜町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p>
2 議事録署名委員の指名	<p>会長</p> <p>議長</p> <p>（議長）</p>	<p>次に「議事録署名委員の指名について」を議題と致しますが、お諮りを致します。本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして、議長が指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には1番の中村 博委員、そして2番の清水武敏委員の両名を指名致します。よろしくお願います。なお会議書記につきましては、藤井事務局長、そして谷岡副主幹をお願いを致します。</p>
<p>3 報告事項</p> <p>第1号</p> <p>農地転用現況確認状況について</p>	<p>（議長）</p> <p>事務局</p>	<p>次に日程3、報告事項に入ります。報告事項は1号「農地転用現況確認状況」について。そして2号の「賃貸借の解約等の通知について」でございます。順次説明報告をお願い致します。事務局、説明してください。</p> <p>報告事項 第1号「農地転用現況確認状況について」を説明します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>（資料は2-1頁）</p> <p>番号1 転用者 倉吉市 株式会社●●。土地の表示 大字光吉——。地目は田、面積は310㎡。</p> <p>同じく大字光吉——。地目は田、面積は187㎡。転用目的は、2棟分の建売住宅です。許可指令年月日及び番号は記載のとおりであります。</p> <p>確認書交付年月日は令和2年6月29日。1月31日に埋め立て造成・整地工事が完了したものの</p>

<p>第 2 号 貸借の解約等の通知について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>であります。</p> <p>頁をめくって頂き、2-1 が航空写真による位置図です。国道 179 号から「はわいこども園」の前を通ります東郷池に至る県道の光吉集落沿いで、図面中央より右側、赤で着色している場所でございます。報告事項第 1 号につきましては以上であります。</p> <p>続いて第 2 号も説明してください。</p> <p>続きまして、報告事項 第 2 号「貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類 農地法、通知者貸借人は、上浅津●●。借借人は、上浅津●●の相続人の▲▲。土地の表示 大字上浅津——。地目は田、面積が 99 m²。合意の成立日は令和元年 5 月 31 日で、土地の引き渡し日も同日令和元年 5 月 31 日であります。これは残存小作地と云う事で、ずーっと小作地と云う事で残っていた訳でありますけども、もう耕作をしない。出来なくなったと云う事での返却と云うものでございます。以上であります。</p> <p>以上で説明が終わりました。報告事項でございますのでご承認を頂く訳でございますが、皆さんの方からお尋ね、ご質問がありましたら、どうぞ挙手をして発言をしてください。どうぞ。</p> <p>はい、それでは発言は無い様でございますので、以上で報告事項を終わります。</p>
<p>4 議事 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>続いて日程 4 番でございます。議事に入ります。</p> <p>議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定についてを議題と致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は、方面●●。譲渡人は、方面●●。土地の所在 大字方面——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積は 112 m²であります。権利取得後の経営面積は 28 アール。贈与による所有権移転でありまして、こちらの申請地については農振農用地の区域外でございます。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満た</p>

<p>議案第 15 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>しているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりました。ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>それでは質疑は無い様でございますので、これで質疑は終結を致します。そして採決を行います。議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。よって議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定を致しました。</p> <p>続きまして、議案第 15 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 15 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 と 5-2 頁、資料 1 の 1 頁)</p> <p>番号 1 申請人は 倉吉市●●。土地の所在 大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況は原野、面積は 5,028 m²であります。平成 9 年以前から原野となっているものであると云う事であります。</p> <p>頁をめくって頂きまして 5-1。こちら 5-1 が航空写真による位置図です。山陰道、高規格道路より南側で、井原地区ハウス団地の奥なんですけれども。次の頁 5-2、こちらの拡大した図面でございます。現地の写真は、別冊の資料 1 の 1 頁に付けさせて頂いております。現地に通じる赤線があるにはあるんですけども、草に埋もれてしまって近寄ること自体が困難でありまして。概ね赤の点線で囲っている辺りが申請地の場所と云う事です。点線で示しております。</p> <p>続きまして番号 2。番号 2 と番号 3 は同一場所で隣接する土地ですので、続けて説明致しますけれども。</p> <p>(資料は 5-3 と資料 1 の 2 頁)</p> <p>まず、番号 2 申請人は 赤池●●。土地の所在 大字上橋津——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 44 m²。</p> <p>番号 3 申請人は 上橋津●●。土地の所在 大字上橋津——。地目は台帳 田、現況 雑種地、</p>
----------------------------------	--------------------------------------	--

	<p>議長</p> <p>尾川推進委員</p>	<p>面積は 82 m²でございます。</p> <p>番号 2 と 3 のいずれも、20 年以上前から耕作を止め、駐車場として使用され現在に至るものであります。航空写真による位置図は、頁をめくって頂いて 5-3 でございます。上橋津集落の奥まった所でございます。赤く塗っておりますけれども、交差点の所ですね。お判り頂けますでしょうか。それから現地の写真については、資料 1 の 2 頁目でございます。写真の方にも 1 台軽自動車が残っているんですけども。その場所も含めて大字上橋津——と大字上橋津——の場所でございます。</p> <p>それから議案書戻って頂き、番号 4 でございます。</p> <p>(資料は 5-4 と資料 1 の 3 頁)</p> <p>番号 4 申請人は はわい長瀬●●。土地の所在 大字田後——。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 148 m²。</p> <p>こちらはですね、平成 21 年 3 月 2 日に農地転用の許可を得て医院及び薬局の敷地として使用されているものでありますが、地目変更の手続きが行われていなかったものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、5-4 が航空写真による位置図です。国道 179 号と浅津街道の交差点に近い内科クリニックと薬局の場所です。</p> <p>現地の写真は、別冊の資料 1 の 3 頁です。番号 4 につきましては許可を得てやっているんですけども、地目変更がなされていなかった土地と云う事でご理解を頂ければと思います。</p> <p>説明につきましては以上であります。</p> <p>説明が以上で終わりました。引き続き現地確認委員による報告をして頂きます。整理番号 1 番を 15 番の尾川寛信推進委員に、現地確認の報告をして頂きます。それではお願いします。</p> <p>はい。本日 12 時 30 分に会長、職務代理、土海委員、尾川に事務局 2 名の計 6 名で現地を確認して参りました。番号 1 の宇谷、台帳 畑、現況 原野の件でございますが、宇谷の井原地区のハウス団地がある一番奥になります。それで、航空写真 5-1 を見て頂いたら分かると思いますが。次の 5-2 で、かなり広い土地ではございますが、資料 1 の 1 頁で。竹がもう、鬱蒼として。葛の蔓とかでもう、これを農地に戻すことは不可能だと思います。長らく手を掛けておられず、さっきも言いました様に、竹や木やその他のものが伸び放題に伸びていると云う事で。容易には農地に復元することは困難な状況であると考えます。</p>
--	-------------------------	---

<p>議長 土海委員</p>	<p>議長 土海委員</p>	<p>はい。以上ですね。それでは次に案件番号 2 番 3 番を、10 番の土海委員より報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>そうしますと説明させていただきます。2 番につきましては上浅津、地目は田で雑種地と云う事で、それで、航空写真が 5-3 で、真ん中どころに赤枠がしてある所ですね。現地の写真ですけど、資料 1 の 2 頁目ですね。それで 20 年以上前から耕作を止めておられまして、駐車場として使っておられると云う事。</p> <p>それから 3 番につきましても、同じことですけども、上浅津、地目は田で雑種地。20 年以上前から耕作を止めておられまして、駐車場として使用されております。</p> <p>資料 1 の 2 頁の現地写真をご覧頂ければ、この 2 件については、農地に復元することは困難ではないかなと思って見させて頂いておりますので、非農地として認めることに問題はないではないかと、見て帰っております。以上です。</p>
<p>議長 尾川寛信推進委員</p>	<p>議長 尾川寛信推進委員</p>	<p>はい。それでは次に案件番号 4 番を 15 番の尾川寛信推進委員にご報告をお願い致します。</p> <p>はい。4 番の土地の所在は大字田後——で、台帳田、現況は宅地の件でございますが。平成 21 年 3 月 2 日に農地転用の許可が出されていて、医院及び薬局の敷地として使用されていると云う事で。5-4 頁の航空写真を見て頂ければ分かります様に、もう既に建物も建っております。そして資料の 3 頁を見て頂きますと、これを農地に戻すことは 100%不可能だと思いますので。これは許可を得て転用されておりますので、その後地目が変更されていないだけですので、非農地として認めることには問題無いと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議長</p>	<p>はい。以上で現地確認委員の報告を終わります。それではただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございませんか。どうぞ。</p>
<p>横川委員</p>	<p>横川委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 横川委員</p>	<p>議長 横川委員</p>	<p>はい。横川委員どうぞ発言してください。</p> <p>すみません。上橋津の番号 3 の所が一部アスファルト舗装にしてあるんですけど。これは横の道をアスファルト舗装した時に、一緒にもう、してしまったか何かですかね。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>それでは、その辺り説明できますか。</p> <p>外観で感じられるのは、道路側のアスファルト舗装と駐車場のアスファルト舗装が、ほぼ同じくらいの経年具合と云うんですかね。年数を同じくらい経てる感じがするので。これは推測です。</p>

<p>議案第 16 号 非農地の認定について</p>	<p>横川委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>けれども、道路舗装をした時に、そこにも舗装して貰う様に頼んでして貰ったと。それがどう云う経過でそうなったか分かりませんが、時を同じくして舗装されたのではないかと云う風に推察を致します。</p> <p>多分そうじゃないかなと思うけど。はい、良いです。</p> <p>はい、良いですか。これは舗装がしてあるしていないに関わらず、そこが争点ではなくて、20年以上経過していると云う事で。</p> <p>その他に質疑はございますか。その他ありませんか。非農地に1番から4番までございます。どうぞ、忌憚の無いご意見を。よろしいですか。はい、それでは質疑が無い様でございますので、この時点で質疑は終結致します。そして採決を行います。議案第15号「非農地の現況証明」について、原案を可とする事に賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。よって議案第15号「非農地の現況証明」については、原案のとおり決定を致しました。</p> <p>続きまして、議案第16号「非農地の認定について」を議題と致します。事務局より説明をしてください。</p> <p>議案第16号「非農地の認定について」を説明します。次のとおり、農地法第30条に規定する農地利用状況調査の結果に基づく別紙一覧表記載の土地が、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの認定について、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>詳細につきましては、別にお配りしております資料2をご覧ください。こちらは先月6月定例総会の折に皆さんの方に事前配布をさせていただいたものでございます。一覧表を、改めてお手元にお配りしております。ただ、一点ですね、公共。町が取得している土地とかと云うのが、先月お配りした資料にはついておりましたけれども、そう云った所は税務当局と協議の上、表からは落とさせて頂いておりますので、その点に関してはご了承下さい。</p> <p>それで、区域を改めて申し上げますけども、大字川上、久見、中興寺、松崎。と云うところがございます。位置的にはそう云う事で、川上集落の北の方からズルズルっと山伝いに。と云う様なイメージで思ってもらいた。イメージとしたら良いのかなと思います。松崎の方までですね。説明と致しましては以上であります。</p>
--------------------------------	---	---

	議長	<p>すみません、もう一点だけ補足。先ほど申し上げましたけれども、こちら、農地パトロールをして頂いて、B分類として判定頂いたものの集計と云う事で。そう云う言い回しを先ほどしておりませんでしたけれども、簡単に言いますと B 分類で確認頂いたものの集計ですので、ご理解頂きます様にお願いします。以上です。</p>
	河井推進委員	はい、説明が終わりました。それでは、ただ今より質疑を行います。確認の意味合いでお聞きになっても結構でございます。ただ今より、それでは質疑を行います。質疑はございますか。
	議長	じゃあ確認のために。
	河井推進委員	はい。河井推進委員、どうぞ発言してください。
	議長	確認に。登記簿は「田」とか「畑」になっていますよね、皆。それがみんな「山林」とか「原野」になってしまう。将来この平野もなる可能性があるな。確認のために。どう思われますかな、会長なり事務局は。将来、5年位先はどんな風になる。こう云う状態が出て来ると云う事は、なっていくんじゃないかな。
	事務局	河井推進委員の質問は、今は、中山間の方はこうなっているけども、平地の方もそうなるのではないかと云うご懸念ですね。はい、それでは事務局、説明してください。
	河井推進委員	平場については、基盤整備がなされている所が多いかと云う風に思うんですけども、そう云う所は農業振興地域農用地指定をしていますので、農振農用地指定をしている所は非農地判定を致しません。農振農用地の区域外の所については、流れとしては、改良区に関係ない所と云う前提で考えれば、そう云った所は河井推進委員のお見込みのおりと云うか、推察されるおりの流れになって行ってしまう蓋然性が高いと云う言事であります。
	中村委員	はい、分かりました。皆さんがちょっとそれを頭に入れておいた方が良いなど、声を上げた位でしてね。
	議長	ただ、特に東郷地区含めて山沿いの、耕地整理をした田んぼでもね、やっぱりもう、なかなか受けての方が居ない様になって来てね。今後、本当どうして行くかと云う問題もね、目の前にいっぱいぶら下がってるんでね。どっちか云うと5年も作らなかつたら、もう外したい位の所が出て来るんじゃないかなと思います。いっぱいね。
	河井推進委員	まず、ちょっと整理します。河井推進委員、質問の答えについてはよろしいですか。
		はい。

議長		<p>それでは中村委員のご質問の中で、基盤整備地内が、もう既に荒廃農地化している所についての今後の取り扱い。こう云ったものはどう云う風になるんだろうかと云った風な趣旨でありました。事務局の方では、このことについて何か発表できるかな。思いを。</p>
	事務局	<p>理屈上の話をさせていただきます。理屈上は、耕作者が無くて荒れて来てしまうと云う所は、農業委員会の皆さんが知恵を絞って奔走した上で、誰か作り手を探し出して、その人に耕作して農地を維持して貰うと云うのが理想論であり、目指すべきところでございます。ただ、それが今出来ないで、どうしてもそれがやり繰り出来ないからどうしようかと云う話になっているんですけれども。</p> <p>どうしようもなく、手をこまねいて見守るしかない面はあります。已むに已まれず、そのまま放置せざるを得ないと云う所も、恐らく出て来ると思います。平場に近い所であってもね。具体的な場所と云うのは中々云い辛いので云いませんけども。そう云った所は出て来ってしまうので。逆に考えると「ここだけは守って行こう。」と云う所をきちっと押さえながら、どうしても、ここら辺りの周りの部分と云う所で「どうしようもない。誰もやってくれる人もない。」って云う所はもう「目をつぶらざるを得ないのではないか。」と云うのはあると思います。結果的にね。</p> <p>それで、農業振興地域農用地と云う面からみても、理屈上は5年毎に見直しを掛けて行くものでありますので。町の判断も含めて、見直しで「もう荒れてしまってどうしようもない。」と云う状態になって行ってしまえば、また、農業振興地域農用地の見直し自体も掛けて行きつつ、時の流れに任せざるを得ない部分が強いと。強いのではないかと、消極的にはそう云う風に考えざるを得ない部分もあります。</p> <p>ただ、もちろん理想論は追い駆けなくちゃいけませんので、何とか作り手を見つけて、そこを農地として維持して貰う様に頑張ると云うところは大前提。と云う事でお願いします。</p>
議長		<p>はい。それでは中村委員の方から、会長のご意見をと云う事でございますので、私の方からもちょっとだけ触れさせていただきますが。いわゆる構造基盤整備地内の所については、中々ですぬ農振除外と云う手続きは大きなハードルとなっていると云うところが実態でございまして。我々もですぬ、ここは大きなジレンマなんですけども、基盤整備地内にあるにもかかわらず農地がどんどん荒れて行く。一偏農地が荒れると、そこに草木が生えますと水が停滞してしまうんですよね。益々湿田化して行くと云う風な、この繰り返しになってしまって。それで益々ダメになると。</p>

<p>議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p>	<p>それで今、局長の方もですね、我々の判断では中々出来ないと言う風なところが今実態だと私の方も捉えております。ですから「あそこなら、作らないんだったら、じゃあ非農地にしようか。」と、流石にそう簡単には行かんと云うのが実態だと云う風に思っております。</p> <p>やはりこれは地域、いわゆる町とか県とか、そう云ったところでの判断を仰ぎながら今のところは進めて行かざるを得んのかなと云う風な事であろうと思っております。大きな問題だと思います。</p> <p>我々農業委員会だけでですね、「よし、そこであれば非農地だ。」と。別の用途目的で何か利活用して頂くと云う風な進め方が容易にできれば良いんですけども、それもままならんと云うところが今の実態ではないかと云う風に思っておりますので。ちょっと大きなジレンマでございますけども。今、河井推進委員と中村委員がそう云った問題を提起されましたけども、頭の痛いところでございます。</p> <p>まあ、そう云った風なところで、別に先送りする訳でないですけども。何とか良い方法があれば、また、農業振興地域の見直しとか。そう云った風な場面に掛けてですね、色々町なり県なりに、こちらの方からも提案をさせて頂いて。そしてまた、事の改善が図られる方向に進めば良いなと云う風に思っております。それだけのご回答しか出来ないんですけども、ご容赦頂きたいと云う風に思います。</p> <p>はい。その他にございますか。その他にご質問無い様でございますので、質疑は終結します。それでは採決を行います。議案第 16 号「非農地の認定」について。このことについて、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。従いまして、議案第 16 号「非農地の認定」につきましては、原案のとおり決定を致しました。</p> <p>続きまして、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この議案につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により議事参与の制限の議案審議がございました。整理番号 1 と整理番号 2 を分割して審議をしたいと云う風に思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p>
--------------------------------------	-------------	---

	<p>事務局</p>	<p>はい、ご異議無しと認めます。それでは整理番号 1 番と 2 番を、分割して審議を行います。それでは 15 番の尾川推進委員には退席をお願い致します。</p> <p>(尾川推進委員 退席)</p> <p>それでは尾川推進委員の退席を確認致しましたので、審議を続行致します。それでは、概要並びに整理番号 1 について事務局から説明してください。</p> <p>議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 2 年 7 月 15 日です。</p> <p>(資料は、7-1 頁と 7-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂きまして、次の頁。利用集積計画総括表でございますが、関係戸数は 借り人 2、貸し人 2 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年以上 6 年未満が 2 件で 2,067 m²。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 961 m²、普通畑として利用が 1,106 m²で、利用権設定面積率は 0.016%であります。</p> <p>頁をめくって頂きまして、各筆明細となる訳でありますけども、番号 1 の方が畑地利用と云う事ですね。新規と云う事で。番号 2 の方は田んぼと云う事になります。</p> <p>以上、「農用地利用集積計画」につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上であります。</p> <p>議長</p> <p>はい。議案第 17 号の概要説明、並びに整理番号 1 番の説明をして頂きました。これより皆さんと質疑を行います。お尋ねはございますか。</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>すみません。</p> <p>議長</p> <p>徳岡推進委員どうぞ、質問してください。</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>はわい長瀬の畑の件なんですけども、10 アール当たりの賃貸が無償になってますよね。こちら辺り帯って云うのは、「芝」さんが入って来た時にね、畑灌の水代として、畑灌の水利用をどちらかが払うと云う感じで、地主さんが払うんじゃなくて借り人が、大体どことも、畑を借りてもですね、借り人さんが払っている様な現況があるんですよ。</p> <p>議長</p> <p>それで、今回ここは無償ですか。無料で、畑灌も地主さんに払ってもらっている。</p> <p>はい。その辺り詳しく説明をしてください。</p>
--	------------	--

	<p>事務局</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>議長</p> <p>土海委員</p>	<p>取り敢えず 10 アール当たりの借り賃は無償だと云う事で、契約内容はそうなっております。ちょっとそれ以上の事は分かりませんが。</p> <p>そう云う事になって来てますのでね。尾川推進委員が肩身の狭い思いをしなきゃ良いんですけども。知れ渡った時にね、農業委員会がこれ、噛んでる事になるでしょ。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>農地を求めて、空いている所は無いかと云う事では無く、近くを作っていたら「うちの畑も作ってくれないか。」と云う事で面積を増やして行っただけで、話を理解しているんですけども。そうした関係で、中身についてはね、どうしておられるかと云うのはやはりちょっと、本人さんじゃないと分からない面がありますので。</p> <p>じゃあ、尾川推進委員は、全て借りてる畑は無料で使っていると云う事ですか。</p> <p>そこは台帳を確認と、ついでに本人に聞いても良いですし。ちょっとお時間ください。</p> <p>それでは休憩します。</p> <p>会議を続けます。事務局説明してください。</p> <p>尾川推進委員との契約は、他にも浜畑があるんですけども、無償で使用貸借。ただ、借りる立場として「お金を払いますよ。」と云う事で尾川推進委員の方は言っておられるんですけども、「いや、良いから。」と云う事で。「作ってくれさえすれば良いから。」と云う事で収まっている様であります。</p> <p>じゃあ良いです。</p> <p>はい。それからここに土海委員、東郷土地改良区の理事さんがおられる訳ですけども。その他も。東郷土地改良区に以前関わって。山本正義推進委員もおられる。関わって来た経験もございまして、東郷土地改良区の実情をお話ししますとですね。東郷土地改良区は賦課金を地主さんが払っておられます。基本的には。それで農地を借りる時にはですね、その地主さんの払っている賦課金までは、払うと云う事は致しません。これも地主さんが払われると云う事で。大体そう云った事で、東郷土地改良区はそう云った事で進んでいる。参考までに話をしました。もし補足説明がありましたら、現役員の方。</p> <p>そのままです。</p>
--	--	---

議案第 18 号 農業振興地域整備計画の変更 について	議長	<p>これは補足説明と云う事で受け止めてください。それでは、この件につきましての採決を行いたいと云う風に思います。</p> <p>整理番号 1 について原案のとおり認めることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。従いまして、整理番号 1 番につきましては、原案のとおり決定を致します。それでは入室してください。</p> <p>(尾川推進委員 着席)</p> <p>それでは次に、整理番号 2 番の案件についてを説明してください。事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>議案書 7-2 頁ですけれども。大字光吉の田んぼですけれども、地主さんの方が無理になったので、何とか、隣を作っている方に作って貰いたいと云う事で、話がまとまったものでございます。</p> <p>これは、蔵本職務代理にコーディネート頂いて、セッティング頂いた案件でございます。以上です。</p>
	議長	<p>はい。それでは説明が終わりました。それでは案件番号 2 番の質疑を行います。皆さんの方から、何かございますか。お尋ねはございますか。</p> <p>はい、それでは無い様でございます。それでは無い様でございますので、これで質疑を終わります。採決を行います。整理番号 2 について原案のとおり認めることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手でございます。従いまして、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定を致します。</p>
	(議長)	<p>続きまして、議案第 18 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。説明してください。</p>
	事務局	<p>議案第 18 号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明します。次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について、湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、8-1 頁、資料 1 の 4 頁から 7 頁)</p>

<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月農家相談会の状況について 6月18日(木)午前9時～正午 実施状況について説明 ○ 改選後「農業委員」と「農地利用最適化推進委員候補者」について 一覧名簿により説明 ○ ジャンボタニシによる水稻食害の拡大について 山下 昇委員から問題提起 ジャンボタニシの駆除対策について情報交換 ○ 委員会活動報告書の提出と農地パトロールの研修について <p>以上を持ちまして、令和2年度第4回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。皆様ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: center;">(閉会 午後3時40分)</p>
-------------	-----------	---